## 多摩区役所サービス向上委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 市民に便利で快適なサービスの効率的、効果的かつ総合的な提供を図り、市民の視点に立った 区役所サービスの充実を目的として、区役所サービス向上指針に基づき、多摩区役所サービス向上委 員会(以下「委員会」)を設置する。

#### (所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 区役所サービス向上方針に関すること
  - (2) 区役所サービス基準に関すること
  - (3) 区役所サービス向上目標及び取組に関すること
  - (4) 区役所サービス向上のための各課相互の連携及び調整に関すること
  - (5) 区役所サービス向上のための人材育成に関すること
  - (6) 区役所サービスの快適な提供のための庁舎環境整備に関すること
  - (7) その他、区役所サービスの向上に必要と認める事項

#### (構成)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は区民サービス部長をもって充てる。
- 3 副委員長は総務課長、区民課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げるものをもって充てる。
- 5 委員長は必要に応じ、関係職員を構成員とすることができるものとする。
- 6 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を行うものとする。

## (委員会)

- 第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認める時は、関係者の出席を求め、意見、資料の提出等を求めることができる。

### (ワーキンググループの設置)

- 第5条 委員長は、区役所サービスの向上に必要な事項に関し、改善策の策定・実施を行うワーキング グループを設置することができる。
- 2 前項のワーキンググループの構成員は、所属長の推薦を受けた職員を委員長が指名する。

## (事務局)

第6条 委員会の事務局は、まちづくり推進部総務課及び区民サービス部区民課に置く。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が区長と協議して定める。

附則

- 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。
- 2 多摩区役所窓口サービス改善検討会議設置要綱(平成17年5月25日施行)は廃止する。 附則
  - この要綱は平成25年4月1日から施行する。 附則
  - この要綱は平成26年4月1日から施行する。 附則
  - この要綱は平成28年4月1日から施行する。 附則
  - この要綱は平成31年4月1日から施行する。 附則
  - この要綱は令和2年4月1日から施行する。 附則
  - この要綱は令和3年4月28日から施行する。 附則
  - この要綱は令和5年4月28日から施行する。

# 別 表 (第3条関係)

別表(第3条関係)			
	役	職	
区民サービス部長			
区担当課長 (危機管理担当)			
まちづくり推進部総務課長			
まちづくり推進部企画課長			
まちづくり推進部地域振興	課長		
まちづくり推進部生涯学習支援課長			
区民サービス部区民課長			
区民サービス部保険年金課長			
区民サービス部生田出張所長			
地域みまもり支援センター	(福祉事務所	「・保健所支所)	地域ケア推進課長
地域みまもり支援センター	(福祉事務所	「・保健所支所)	地域支援課長
地域みまもり支援センター	(福祉事務所	「・保健所支所)	児童家庭課長
地域みまもり支援センター	(福祉事務所	「・保健所支所)	高齢・障害課長
地域みまもり支援センター	(福祉事務所	「・保健所支所)	保護第1課長
地域みまもり支援センター	(福祉事務所	「・保健所支所)	保護第2課長
地域みまもり支援センター	(福祉事務)	「・保健所支所)	衛生課長
道路公園センター担当課長	(管理担当)		
道路公園センター担当課長	(協働・利温	5用推進担当)	
道路公園センター担当課長	(整備担当)		